

<b>事業名</b>	<p>～すべての子どもに家庭のぬくもりを～</p> <p><b>港区児童相談所は、家庭養育を推進していきます！</b></p>
------------	-----------------------------------------------------------------

<b>ここがポイント</b>	◆児童相談所と民間フォスタリング機関と連携し、里親登録数の拡充と里親支援を充実します。	<b>予算額</b>	<b>5,287万8千円</b>
		<b>区分</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時( <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> レベルアップ

**児童相談所の社会的役割の一つ⇒社会的養護(※)**

※様々な理由で親と暮らすことができない子どもを公的責任で養育すること

<p>① 施設養護 (乳児院・児童養護施設等での養育)</p>	<p>② 家庭養護 (里親等での養育)</p>
-------------------------------------	-----------------------------

↓

区は、子どもが温かな家庭環境の中で養育されるよう里親登録数を拡大するとともに、里親家庭が安心して子どもを養育することができるよう、里親への支援を充実させます。

**<家庭養育の推進の必要性>**

子どもが安心して成長するためには、家庭の中で、わがまを言ったり泣いたりしながらも温かく受け入れてもらえる経験を繰り返して、親と子の愛着関係を築くことが大切です。親の死亡や虐待等のさまざまな事情によって親と一緒に暮らすことができない子どもたちについても同様であり、平成28年の児童福祉法改正で、より家庭的な環境の中で養育することが望ましいと示されました。

令和3年4月に開設する港区児童相談所では、里親支援に関する専門的なノウハウを有している民間フォスタリング機関(※)と連携し、里親登録世帯の拡大と里親支援の充実に向けて積極的に取り組んでいきます。

※里親のリクルート、研修、アセスメント、支援など包括的な里親に関する支援を行う機関

**児童相談所とフォスタリング機関との連携**

<p style="text-align: center; background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px;"><b>児童相談所の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親の認定・登録</li> <li>・ 里親支援全体の進捗管理</li> <li>・ 里親委託措置の決定</li> <li>・ 家族再統合及び子どもの自立支援に向けた計画の策定 等</li> </ul>	<div style="background-color: yellow; padding: 10px; border: 2px solid black; transform: rotate(15deg);"> <p style="color: pink; font-weight: bold;">子どもが家庭のぬくもりの中で育ち、暮せるよう支援します！</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; width: 50px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center; background-color: #34495e; color: white;"> <p><b>連携</b></p> </div>	
<p style="text-align: center; background-color: #27ae60; color: white; padding: 5px;"><b>民間フォスタリング機関の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親制度の広報、説明会等のイベントによる新規開拓</li> <li>・ 里親登録家庭への研修、未委託家庭へのトレーニング</li> <li>・ 児童に最も適合する里親の選定、委託に向けた支援</li> <li>・ 里親家庭への訪問面接、里親同士の相互交流等</li> </ul>	

<b>問合せ</b>	課長 児童相談所設置準備担当	保志
	☎ 03-3578-2171(直通)	
	係長 子ども家庭課 児童相談所設置準備担当	新藤
	☎ 03-3578-2177(直通)	